

事 務 連 絡

平成 26 年 9 月 2 6 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿  
各都道府県薬務主管部（局）長 殿  
各都道府県民生主管部（局）長 殿  
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医薬食品局総務課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局総務課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課  
厚生労働省保険局総務課  
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

#### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について

個人情報保護については、個人情報保護法及び個人情報の適切な取扱いのための各種ガイドライン等により、事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、教育関係事業者において、極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が報道されたところである。

については、貴職におかれては、管下の医療・介護・福祉関係事業者に対して、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、特に下記の事項に留意しつつ、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

#### 記

事業者における個人情報保護法の順守については、個人情報保護法及び個人情報の適切な取扱いのための各種ガイドライン（※）を踏まえ、各事業者の態様に応じて、以下の点について、適切な措置を講じること。

○安全管理措置

トップが率先して、個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命など責任体制の確立等、十分な措置を講じること。

○委託先事業者の監督

委託先の安全管理措置の実施が十分かを確認すること。また、委託先が再委託する場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置の実施が十分かを確認すること。再々委託先以降についても同様の取扱いとすること。

○適正な個人情報の取得

第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

(※)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 22 年 9 月最終改正）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」（平成 17 年 3 月 31 日通達、平成 25 年 10 月最終改正）

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 27 日通達）

「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 20 日掲載）

「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 17 年 9 月 15 日掲載）

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月 30 日通達）

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日通達）

等

（厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>）

以上